

人権・同和問題研修講師情報提供事業実施要領

1. 目的

人権・同和問題啓発の支援の一環として、人権・同和問題研修の実施者に対して、講師に関する情報を提供することを目的とする。

2. 情報の登録

- (1) 島根県人権啓発推進センター（以下「センター」という。）は、センターが主催または実施した研修等において講師実績のある者の中から、講師情報の提供のために必要な情報を本人から収集し、講師情報リスト（別添様式）に登載する。
- (2) 登載した講師情報のうち、氏名・研修分野・研修形態・研修対象地域・連絡先等の住所地については、センターのホームページに掲載する。
- (3) 講師情報の登載期間は概ね3年とし、登載した講師本人から申し出があった場合その他、必要に応じて更新又は削除する。

3. 情報の提供

(1) 利用者

利用者は、人権・同和問題に関する研修を実施する島根県内の団体等で、講師情報の提供を希望する者とする。

(2) 提供の方法

- ①利用者は、センターのホームページに掲載する「講師情報リスト」から講師候補者を選定する。
- ②利用者は、講師情報提供依頼書（別紙）により、センター又は島根県西部人権啓発推進センター（以下「西部センター」という。）に依頼する。
- ③センター又は西部センターは、選定された講師候補者について、連絡先、その他講師本人が提供に同意した項目の情報を提供する。

4. 情報の管理

利用者は、この情報提供によって知り得た個人情報の取り扱いについて、次に定める事項を遵守しなければならない。

- ・複製または複製してはならない。
- ・他に漏らしたり、盗用してはならない。
- ・研修実施以外のことに利用してはならない。
- ・利用後は、廃棄または消去しなくてはならない。

5. この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

6. 実施時期

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。